



# 令和8（2026）年度 民間住宅省エネ改修事業費補助金 【申請の手引き】

カーボンニュートラル実現に向け、省エネルギー性能の向上を目的とした既存の戸建住宅の改修を行う方に対し補助金を交付します。

## 受付場所

みよし市役所3階 生活環境課窓口

※書類に不備がある場合は、書類を受け付けずお返しします



# みよし市



電話：0561-32-8018

FAX：0561-76-5702

メール：[kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

## はじめに

本補助金は、当初の請負契約を締結する前に、申請が必要となります。また、交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

さらに、当年度の予算規模や申請状況等により年度途中で申請を締め切る可能性もありますので、申請を御検討される際は、事前に生活環境課まで御相談ください。

## 用語

用語	定義
住宅	市内に存する一戸建ての住宅。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅は除く。
ZEH水準	日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。
仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
省エネ改修	ZEH水準を満たす省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事をいう。

## 補助対象要件の早見表

区分		要件	
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定後に契約・着手すること</li> <li>・申請年度の2月末日までに事業を完了すること</li> </ul>	
省エネ設計・改修	省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状ZEH水準を満たしていないこと</li> <li>・原則、昭和56年6月1日以降に着工された住宅であること※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部（窓、ドア）・躯体等（外壁・屋根・天井・床）の断熱改修工事を含む改修工事を行うこと</li> <li>・カタログ等により、ZEH水準への適合が確認できること</li> </ul>
	省エネ改修		

※昭和56年5月31日以前に着工した住宅のうち、耐震診断により構造安全性が確かめられたもの、または省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うものは、この限りではない

## 補助対象事業

補助対象事業は、住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修を行う事業で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 以下の表に掲げる仕様の工事であること
- (2) 地震に対する安全性が以下の表に定める方法により確認できるもの
- (3) ZEH水準を満たすよう改修を行うもの
- (4) 現にZEH水準を満たしていないもの

区分	仕様（それぞれ各号のいずれかに該当すること）
開口部	①「みらいエコ住宅2026事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有する者に限る。）に型番登録された建材のうち性能区分B以上であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
躯体等	①「みらいエコ住宅2026事業」において登録されている建材で、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもので、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの

地震に対する安全性の確認方法	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
----------------	--

※ 平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む）

## 補助対象者

補助の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- ・自ら所有する市内の住宅で対象事業を実施する個人
- ・市税など滞納していないこと。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 補助対象経費

## 補助対象経費

補助対象要件について、以下の表により整理します。

区分		対象事業費※1
共通		・国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受けた、または受ける予定がある場合、その補助制度の対象経費は除く
省エネ設計・改修	省エネ設計	・省エネ改修を行うために必要な調査、設計又は計画に係る費用
	省エネ改修	・開口部の断熱改修工事に係る費用 ・躯体等（外壁・屋根・天井・床）の断熱改修工事※2に係る費用

※1 モデル工事費がある場合は、モデル工事費を上限とする。モデル工事費がない場合は、実際に要した工事費を加算する。

※2 塗装工事は対象外。

### モデル工事費

#### 1 開口部（窓、ドア）の断熱改修工事

部位	対象となる改修工事		モデル工事費		
	工事種別	工事規模※3			
窓	ガラス交換※1	大	1. 4㎡以上	112,000円/枚	
		中	0.8㎡以上	1.4㎡未満	80,000円/枚
			0.1㎡以上		
	小	0.8㎡未満	32,000円/枚		
	内窓設置※2・ 外窓交換	大	2.8㎡以上	272,000円/箇所	
中		1.6㎡以上 2.8㎡未満	216,000円/箇所		

		小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	176,000円/箇所
ド ア	ドア交換	大	開戸：1.8㎡以上	392,000円/箇所
			引戸：3.0㎡以上	
		小	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満	344,000円/箇所
			引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	

※1 個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 工事規模は、次に掲げる寸法を基準とする。

①ガラス交換：ガラスの寸法

②内窓設置・外窓交換：内窓または外窓のサッシ枠の枠外寸法

③ドア交換：開戸または引戸の戸枠の枠外寸法

## 2 躯体等（外壁、屋根、天井または床）の断熱改修工事

部位	断熱材の区分		モデル工事費
外壁	A～C	A～C区分：熱伝導率(W/m・K) 0.052～0.035	225,000円/m <sup>3</sup>
	D～F		338,000円/m <sup>3</sup>
屋根・天井	A～C		80,000円/m <sup>3</sup>
	D～F		137,000円/m <sup>3</sup>
床	A～C	D～F区分：熱伝導率(W/m・K) 0.034以下	280,000円/m <sup>3</sup>
	D～F		420,000円/m <sup>3</sup>

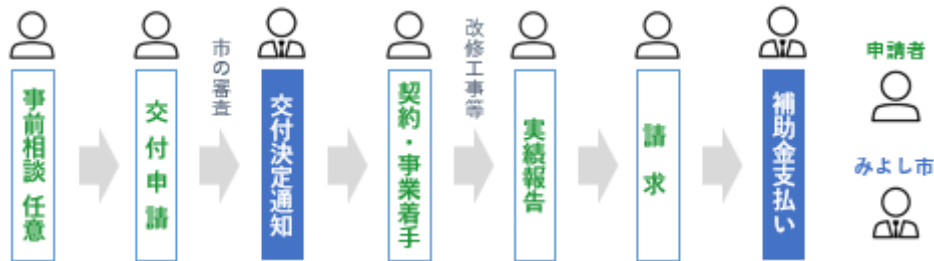
## 補助金額

補助額は補助対象経費の5分の4（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、70万円を上限とする。

補助金の交付は、同一の住宅において、1回を限度とする。

## 手続方法

交付申請から実績報告までの流れについては、以下のとおりです。



- ※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ※ 交付申請は、事業着手予定日のおおむね3週間前までに申請してください。
- ※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。

### 交付申請

補助対象住宅に係る当初の請負契約を締結する前に、交付申請書（様式第1号。HPからダウンロード）に必要事項を記入し、次の表に掲げる必要書類を添えて、生活環境課まで提出してください。

### 必要書類一覧

	書類の名称	備考
1	補助金交付申請書	様式第1号
2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書	様式第1号 別紙
3	住宅の所有者、建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	登記事項証明書等
4	位置図	住宅の配置が分かる住宅地図等
5	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面	平面図、立面図、断面図等

6	省エネ改修工事に係る見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し	補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
7	現況写真等	全景写真及び改修する部位の写真
8	第3条第2項第1号に定めるいずれかに該当し、地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類	耐震改修補助事業交付決定通知書等
9	他の補助金等申請書の写し	該当がある場合のみ
10	その他、必要に応じて市長が指定する書類	

### 変更承認申請（該当者）

交付決定後、事業内容を変更しようとする場合は、計画変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて提出してください。

ただし、6か月未満の事業完了予定日の延長（交付の決定した年度の2月末日までの延長に限る。）、又は軽微な変更（補助金の額に変更がない経費配分や施工箇所の変更など）の場合、変更申請は不要です。その場合、完了実績報告時に、変更内容がわかる書類を添付してください。

### 計画の中止等（該当者）

交付決定後、補助事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。

### 実績報告

補助対象経費の支払いの完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第9号）に必要事項を記入し、次の表に掲げる必要書類を添えて提出してください。

### 必要書類一覧表

	書類の名称	備考
1	完了実績報告書	様式第9号
2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書	様式第1号 別紙
3	契約書写し	省エネ改修にかかる事業の契約書



4	領収書写し	
5	工事施工中の写真	開口部 ・ 開口部を撤去した時点の写真 ・ (二重窓) 内窓を取り付けていることが分かる写真 躯体等 ・ 仕上げ材等を撤去し、断熱材を設置している写真 等
6	工事完了後の写真 (設置の状況が分かるように)	仕様が分かる写真 (製品番号等) を添付 ・ 「性能保証書」と製品を撮影 ・ 黒板を設置して撮影
7	施工チェックリスト (施工会社が作成)	様式第9号 別紙
8	出荷証明書写し	品番または型番、及び数量がわかるもの
9	その他、必要に応じて市長が指定する書類	

## Q & A

Q 1 他の補助金等と併用することはできますか。

A 1 以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用することができます。

○住宅省エネ2026キャンペーン (国)

「みらいエコ住宅2026事業」、「先進的窓リノベ2026事業」

○既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (国)

(※ただし、上記の国から交付される補助金については、工事契約や工期が別であることなどの条件が付される場合がありますので、併用をご検討の場合は、各制度のお問い合わせ窓口へご確認ください。)

Q 2 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか。

A 2 できません。

省エネ設計・改修を実施する住宅の所有者が補助対象者です。

Q 3 併用住宅は補助対象となりますか。

A 3 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満の場合に限り、住宅部分について実施する省エネ設計・改修は補助の対象となります。

Q 4 省エネ改修を行うにあたっては設計を必ず行う必要がありますか。

A 4 省エネ改修を実施するにあたって、省エネ設計の実施は必須ではありません。

Q 5 増築にあたって既存部分の省エネ設計・改修を行う場合は補助対象となりますか。

A 5 対象になります。

既存住宅の省エネ設計・改修に係るもののみが補助対象となります。そのため、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。

記入例

## みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

みよし市長 様

申請者

住 所 〒 470-0295

みよし市三好町小坂50番地

ふりがな 氏名 ミヨシ タロウ 三好 太郎

電話番号 0561-32-2111

メールアドレス \*\*\*\*@city.aichi-miyoshi.lg.jp

みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

## 1 概要

住宅	所在地	〒 470-0224	みよし市三好町小坂〇〇番地					
	建築時期	昭和60	年頃	( 築 )	年	構造	木	造
	地域区分	6地域	階数	2	階建て	延べ面積	110.52	m <sup>2</sup>
工事着手日	令和〇年	〇月	〇日	工事完了日	令和×年	×月	×日	

## 2 工事施工者

事業社名	株式会社〇〇〇〇			担当者名	〇〇 〇〇		
事業所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇					
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			メールアドレス	****@*****		

## 3 補助申請内容（該当する項目の□にチェック☑して確認してください。）

補助を受けるには各補助要件を満たすことが必要です。

改修する部位	<input checked="" type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修	<input type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修
補助対象経費	〇〇〇〇〇〇〇 円 ※工事費から対象外経費を除いた金額を記入	
補助対象外経費	<input type="checkbox"/> 他制度適用	補助金名（実施主体） 他制度の補助対象経費 円

## 4 申請者による確認（必ず申請者自ら次の項目を確認の上、下記項目□にチェック☑してください。）

<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、市内に所在する住宅です。
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅は要綱第3条第2項第1号に定めるいずれかに該当し、地震に対する安全性が確認できています。
<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の所有者です。
<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/> みよし市税等の滞納はありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 本補助制度で申請する補助対象について、以前に国・愛知県・みよし市からその他の補助金を受けた又は受ける予定はありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 自ら居住するために行う断熱改修工事等であり、建築基準法等の関係法令に適合しています。
<input checked="" type="checkbox"/> 本事業の省エネ改修の補助を受けるのは1回目です。
<input checked="" type="checkbox"/> 要綱別表2に定める提出書類及び添付書類に不足がないことを確認しました。
<input checked="" type="checkbox"/> 本補助金の交付申請の審査を行うに当たり、申請者の市税等の納付状況及び住宅の建築状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

### 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書

対象建物	戸建住宅	省エネ性能	ZEH水準相当	補助率	4/5
------	------	-------	---------	-----	-----

補助対象工事		数量	モデル工事費 (単価)		モデル工事による工事費 (小計)	実際の工事費		
A	開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	ガラス交換	大	枚	112,000 円/枚		円	
			中				円	
			小	枚	32,000 円/枚		円	
		窓	内窓設置	大				円
				中				円
				小				円
		外窓交換	大	箇所	272,000 円/箇所		円	
			中	箇所	216,000 円/箇所		円	
			小	箇所	176,000 円/箇所		円	
	ドア	大	箇所	392,000 円/箇所		円		
		小	箇所	344,000 円/箇所		円		
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱 (使用する断熱材の区分に応じた欄に数量を記載してください。)	外壁	A-C	m <sup>2</sup>	225,000 円/m <sup>2</sup>		円	
			D-F				円	
		屋根・天井	A-C				円	
D-F			m <sup>2</sup>	137,000 円/m <sup>2</sup>		円		
床		A-C	m <sup>2</sup>	280,000 円/m <sup>2</sup>		円		
		D-F	m <sup>2</sup>	420,000 円/m <sup>2</sup>		円		
A の合計額 (①) ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計						円		
その他 (②)	省エネ設計等に要する費用					円		
	諸経費等 (諸経費等を別項目としている場合に記入)					円		
	値引き (値引きを別項目としている場合に記入)					円		
小計 (①+②) (③)						円		
補助金額の算定 (④)		③×補助率 (4/5) ※千円未満切り捨て				円		
上限額 (⑤)		700,000 円						
<b>補助申請額 (④、⑤のいずれか低い額)</b>						円		

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。  
※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

完了日から30日以内または2月末日のいずれか早い日までに提出

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所 みよし市三好町小坂50番地  
ふりがな みよし たろう  
氏 名 三好 太郎  
電話番号 0561-32-2111

みよし市民間住宅省エネ改修事業完了実績報告書

令和7年〇〇月〇〇日付け〇み生環第〇〇〇号で交付決定通知のあったみよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金について、下記のとおり事業を完了したので、みよし市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 工事完了日 令和〇年〇〇月〇〇日

対象事業の支払いが完了した日を記入

（添付書類）（提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください）

- ①契約書・領収書の写し
- ②工事写真（工事中・工事後）
- ③施工チェックリスト
- ④出荷証明書
- ⑤前各項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

施工チェックリスト

1 共通項目（項目にチェック☑してください。）

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	施行前・施工中・施工後の写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した

2 天井を改修する場合（項目にチェック☑してください。天井を改修しない場合はチェック不要です。）

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	天井面の断熱材施工は、防湿フィルムを施工した。ただし、施工不要理由が分かる資料（カタログ等）を添付すること
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

該当する工事について、☑を記入  
 該当する工事は全て適合するように工事を実施してください

3 壁・床（基礎）を改修しない場合はチェック不要です。

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料（カタログ等）を添付すること
<input type="checkbox"/>	外壁と床（基礎）の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した
<input type="checkbox"/>	壁・床（基礎）の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和〇年〇〇月〇〇日

会社名 株式会社〇〇〇〇

担当者名 〇〇 〇〇